東洋史研究
第三十四卷第二號　昭和五十年九月　發行

レイ・オズボーン艦隊事件の外交史的意義について

井上裕正

はじめに
一　艦隊事件の經過
二　艦隊事件の分析
(一)　艦隊事件と總稅務司
(二)　十三ヶ條の同意書について
小　結

はじめに

アヘン戰爭（一八三九―四二年）以後、列強資本主義の所謂「ウェスタン・インパクト」により、中國は從來の「朝貢體制」の放棄を餘儀なくされ、不平等な「條約體制」下に「半植民地」化の道を歩み始めていた。[1]「ウェスタン・インパクト」に對する清朝政權の對應は、外壓が強まれば「和平派」の發言力が強まり、外壓が弱まれば「主戰派」のそれが強まるという經過を辿った。[2]

アロー號事件（一八五七年）後、外壓が急速に強まるなかで外交の指導權を掌握したのは、恭親王奕訢、桂良、文祥ら「和平派」であった。[3] まず彼らは、「和平派」を機構化したものともいうべき總理各國事務衙門を設立せしめた（一八六一年一月）。[4] 咸豐帝の死後、彼らは怡親王、肅順ら「主戰派」をクーデターで失脚させ、北京政府の中樞をほぼ掌中に收めた（同年一一月）。總理各國事務衙門（以下、『總理衙門』と略稱）の首席であった恭親王は議政王、軍機大臣を兼ね、所謂「恭親王政權」[5] が誕生した。

外國の軍事的優位を率直に認め、外交交渉に參劃してきた「和平派」は現實主義者であった。領土問題を有するロシア、通商上の諸權利を要求するイギリス、ロシア・イギリスの驥尾に付すアメリカ・フランスの順で彼らは警戒こそしたが、諸外國は天津條約（一八五八年）・北京協定（一八六〇年）で所期の目的を一應達したと判斷して、總じて對外關係を樂觀視した。[7]

彼らが最も重視したのは「心腹の害」[8] である太平天国を鎭壓することであった。このように、彼らが外政との比較において內政を重視・優先させたことは、太平天国を鎭壓するためには諸外國の援助を受けることも辭さないという政策を導きだすのに充分な素地をなしていたのである。

さて、列強資本主義の先頭をきっていたのはイギリスである。イギリスは絶えず中國の外國貿易中に獨占的地位を占めていた。例えば一八六四年には、中國の外國貿易中、輸入總額の八九・六%、輸出總額の八七・七%をイギリスが占めていた。[9] 當該段階の中國を繞る國際關係が中英關係を主軸に展開された所以は、中英間のかかる經濟關係に由來していた。

對中國貿易にあって、イギリスが最も苦心したのは棉製品の輸出である。イギリスにおける棉布生產は、一八二九―三一年の時點で國內市場が確立・充足し、過剩生產恐慌に見舞われた。[10] 產業資本家の輸出意欲は中國市場をクローズ・アップさせた。現實には棉製品の中國輸出は伸び惱み、アヘン貿易で帳尻を合わせねばならなかったが、中國市場に對する彼らの期待は依然として並々ならぬものがあった。なぜなら、中國の廣大な領土と厖大な人口とが中國の市場性と直線的に

結びつけられ、中國市場のポティンシャリティは非常に高いというイメージが、當時のイギリスに強固に形成されていたからである。ここにこそ、道光・咸豐期におけるイギリスの中國政策が、壓倒的な海軍力の行使をともなう強硬路線（砲艦政策）に貫ぬかれていた理由がある。[11]

ところが一八五〇年代末、イギリス政府はこのイメージを修正する。その契機となったのが、かの有名なミッチェル報告書（Mitchell Report）である。ミッチェル（W.H. Mitchell）は棉製品輸出不振の原因を中國市場の性格そのものに求め、從來のイメージを修正、むしろ否定した。これ以後、「いわばミッチェル報告的思考ともいうべきものが、十九世紀後半の英國外務省の對華政策を規定」[12]することになる。

眼をイギリスの國內事情に轉ずれば、恰度この頃、パーマストン（Lord Palmerston）の積極外交・軍備擴張に終止符を打つ緊縮財政決議が議會を通過し（一八六二年）、「安價な政府」の政策が實現され始めていた。[13]

一八六〇年代はじめのイギリス政府は砲艦政策にかわる新しい中國政策を模索していたのである。

一　艦隊事件の經過

一八五〇年代末から六〇年代はじめにかけて、中英雙方に以上述べたような新しい變化がみられた。小論のテーマであるレイ・オズボーン艦隊事件は、このような變化とどのように結びついていたのだろうか。

次に、一般にはあまり知られていないレイ・オズボーン艦隊事件（以下、『艦隊事件』と略稱）の經過を跡付けることにしよう。

西暦一八六一年七月四日（咸豐十一年五月二七日）[14]、設立まもない總理衙門はひとつの上奏文をたてまつった。上奏文は現今內外の情勢分析に始まる。先述の如き內政重視論が展開されるが、今回は特に外政と關連づけられた點に特徵がある。

伏思外憂內患、至今已極。譬諸木腐蟲生、善治者必先培養根本、根本固而蝨賊自消。臣等辦理外國各事、不過治其枝

葉、而函賊未能盡去、非拔本塞源之方也。[15]

と云い、或は、

臣等伏査、外憂與內患、相爲倚伏。賊勢強則外國輕視中國、而狎侮之心起。賊勢衰則中國控制外國、而帖伏之心堅。[16]

と云う。外憂の除去は「枝葉」であって、「根本」は內患の除去である。內患を除去すれば、外憂もなくなる。これが總理衙門の主張である。つまり、外政擔當の總理衙門にとっても、內患の除去という內政問題は坐視できない最重要案件だというわけである。內患とは勿論、太平天国にほかならない。

上奏文を續けよう。太平天国鎭壓の現狀を觀ると、揚子江における海軍力の不備に問題があり、[17]增強の必要性が痛感される。しかし、造船には歲月を要する。船は西洋式の蒸氣船が望ましいが、現在江蘇省に二隻あるものの、いずれも戰艦ではない。しかも一隻は損壞している。[18]以上の現狀分析を前提に、西洋式艦隊を外國より購入して太平天国鎭壓に投入するという計劃を、上奏文は提唱していく。これが艦隊事件の發端である。

西洋式艦隊を購入するという計劃（以下、『艦隊計劃』と略稱）を提唱する總理衙門は、總稅務司代理ロバート・ハート（Robert Hart）から得た西洋式蒸氣船に關する知識を紹介し、併せて揚子江のような內河の場合では大型船よりも小型船から成る小艦隊の方が有效であり、かつ經費も數十萬兩で足ると報告している。[19]また、艦隊購入の經費については、洋藥（アヘン）からの稅收入を割當てるが、當面、上海・廣東の關稅收入で立て替えるとした。[20]艦隊計劃に對する上諭（一八六一年七月七日）に、

所請購買外洋船砲一摺、本日復諭令官文等、籌議辦理。欽此。[21]

とみえ、當時、太平天国鎭壓に從事していた湖廣總督官文らに事の審議が命じられたのである。

この後、總理衙門は計劃の實施に備え、ハートと具體的な計劃內容を練っていたが、他方、北京政界に於いても、御史魏睦庭の奏文[22]（一八六一年一一月一三日受理）、或は刑部尙書趙光の奏文[23]（一八六二年二月七日受理）に窺えるように、西洋式

兵船・兵器の購入、或は外國の武力援助受け入れに對する要請が相繼ぎ、艦隊計劃の實現に有利な情勢を醸しだしていた。そして、かかる情勢を決定的にし、艦隊計劃の實現に踏み切らせたのが、太平軍の寧波占領（一八六一年一二月九日）、杭州占領（同年同月二九日）であった。[24] 總理衙門は一八六二年二月一九日受理の奏文に於いて、艦隊計劃の實施を太平軍の寧波・杭州占領と關係づけて推奨し、また、江蘇巡撫薛煥にも計劃實現への見込みがあるようだと述べて、艦隊計劃の具體化を薛煥とハートに命ぜられんことを要請したのである。[25] 當時、太平軍が海上より北京を攻撃するという風説もあり、皇帝も今回の上奏にはだいぶ心を動かされたようで、同日の上諭に、

前因杭州・寧波等府失守、沿海各口、宜加防範。諭令薛煥等、將購買外國船砲、速籌辦理。[26]

とあり、艦隊計劃はここに皇帝の裁可をえ、その實施が薛煥らに命ぜられた。しかし、當時、江蘇巡撫薛煥が駐箚していた上海が折から太平軍の攻撃を受け、薛煥は軍務多忙であったため、艦隊計劃の具體化は改めて兩廣總督勞崇光に委任されたのである。[27]

勞崇光はハートと商議した結果、西洋式兵船七隻の購入を決定し、その費用は六十五萬兩と見積られた。[28] また、經費財源については總理衙門の原案通り、最終的にはアヘンからの税收入を當てるが、取り敢えず諸海關の税收入で立て替えることと決定した。[29] ここに、勞崇光と艦隊計劃の最終決定を完了したハートは、一八六二年三月一四日付の手紙で、病氣療養のため、當時イギリスに歸國していた總税務司ホレイシオ・ネルソン・レイ（Horatio Nelson Lay）に、艦隊の購入並びに編成を依頼したのである。[30]

依頼を受けたレイは早速この計劃をイギリス外務省に説明して同意を求めたが、その際、艦隊計劃の目的は、第一に、揚子江流域を清朝政府の統制下に置き、内河における通商上の安全を確保すること、第二に、沿海の海賊を討伐すること、と説明した。[31] また、この計劃の實行にあたり、第一に、一八五四年にイギリス全權香港總督ボウリング（Sir John Bowring）が發布した中立條令を撤廢すること、第二に、イギリスの武官並びに臣民が中國政府に雇用されることに對し

てイギリス政府が承認を與えることを、不可缺な前提條件としてレイは要求したのである。[32]

艦隊計劃に基本的に同意したイギリス政府は、レイが要求した二つの前提條件について、各關係官廳に檢討を要請する。その結果、まず第一の點については、現在中國に關して效力を發している中立條令は存在しないという植民省の見解により、艦隊計劃の實施に伴なう法律上の障碍は取り除かれた。[33] また第二の點についても、外務省・內務省・法務省等で檢討が加えられた結果、政府の承認が得られたのである。[34]

政府の承認は、一八六二年八月三〇日の樞密院敕令（Order in Council）によって正式に發表され、[35] 同時に、レイとも舊知の間柄であった海軍大佐シェラルド・オズボーン（Captain Sherard Osborn）が艦隊の司令官に任命され、[36] レイとともに艦隊編成に奔走することになる。この艦隊が『レイ・オズボーン艦隊』（Lay-Osborn flotilla）の名で呼ばれる所以である。[37]

艦隊編成を進めていたレイとオズボーンは、一八六三年一月一六日、ロンドンにて、艦隊運營に關する十三ヶ條の同意書を交わした。[38] この同意書が後に艦隊事件の焦點となるのだが、その詳しい分析については次章に讓る。要するにこの同意書では、オズボーンを司令官とし、命令は中國皇帝からレイを通じてオズボーンに傳達されること等が規定されていた。

後事をオズボーンに託したレイは一八六三年三月五日、中國へ向けて出發した。[39] 奇しくもこの日、艦隊の誇りと考えられた江蘇（Keangsoo）號が進水したのである。[40]

同年四月二四日、香港に到着したレイは、五月一日に上海に立ち寄り、そこからハートと一緒に北京へ赴いた。[41] 北京到着は六月一日である。[42] そして六月三日、總稅務司レイとしては最初で最後となった恭親王との會見を行ない、[43] 續いて同月一二日に例の十三ヶ條の同意書を中國文に飜譯して總理衙門に提出したのである。[44]

しかし、十三ヶ條の同意書を總理衙門が承認するはずはなかった。というのは、この間中國側では、來たるべき艦隊の司令官並びに乘組員に關して、論議の末、決定がなされていたからである。[45] 中國側の決定としては、當時太平天国鎭壓に

レイ・オズボーン艦隊の構成

	原名	レイによる命名	清朝の命名	出所	種類	噸數	馬力
1	Mohawk	Peking	金臺	英國海軍	砲艦	670	150
2	Africa	China	一統	〃	〃	669	200
3	Jasper	Amoy	廣萬	〃	〃	301	80
4		Keangsoo	鎭吳	新たに建造	〃	1000	300
5		Kwangtung	百粵	〃	〃	552	150
6		Tientsin	三衞	〃	〃	445	80
7	Ballarad		德勝	民間より購入	軍用品運送船		
8	Thule			〃	はしけ		

〔出典〕 S.F. Wright, *op. cit.*, *p.* 231, 並びに, 海防檔, 第189號文, 頁 168—169.

當っていた兩江總督曾國藩の意見が裁可されていた。すなわち、乘組員は、操縱士とボイラー係に西洋人三乃至四人を配置するほか、すべて曾國藩麾下の楚軍（湘軍）から選ぶ。[46] 艦隊の司令官については、總司令官に湘軍水師の提督銜記名總兵蔡國祥、各船の司令官には、盛永清・袁俊・歐陽芳・鄧秀枝・周文祥・蔡國喜・郭得山の七名を任命するというものであった。[47] この決定は一見して明らかなように、艦隊の「湘軍」化、つまり、艦隊への曾國藩の統制を承認したものであった。したがって、總理衙門が十三ヶ條の同意書を承認できるはずはなかった。總理衙門は同意書に對して「再四駁詰」した結果、妥協案として『輪船章程』を奏請し、[48] 皇帝の裁可を得る。[49] その第一條によれば、艦隊の總司令官には中國人の武官を任命し、オズボーンは任期四年の副司令官（幫同總統）に任命される。[50] また、オズボーンは、用兵地方の總督・巡撫の統制下に置かれ、用兵についても隨時に督撫と面會協議し、中國側の主導下に從うべきことが規定されたのである。[51]

『輪船章程』が裁可されたのは一八六三年七月八日のことであるが、遲れて同年九月に艦隊を伴って上海に到着したオズボーンは、『輪船章程』の成立を恭親王の手紙（七月八日付）で通知される。[52] しかし、彼は十三ヶ條の同意書が承認されなければ艦隊を解散せざるを得ないと恭親王に返答すると同時に、[53] 自分の採るべき行動及び艦隊の處置を駐華イギリス公使ブルース（Sir Frederick Bruce）の判斷に委ねたのである。[54] ブルースは艦隊を解散せざるを得ないと

うオズボーンの意見に賛同しながらも、艦隊の處置については本國からの指令を待つことにした。[55] ここに至って、艦隊計劃は艦隊事件の様相を呈してきたが、その危惧をさらに強める要因が加わる。駐華アメリカ公使バーリンゲーム（Anson Burlingame）の介入がそれである。

當時、アメリカは南北戦争（一八六一―六五年）の最中にあり、バーリンゲームは、解散される艦隊が中國にいると考えられた南軍の手に渡ることを恐れ、[56] 一八六一年五月一三日以來、南北戦争に對して中立を宣言していたイギリス政府[57]に、艦隊を即時中國より撤回するよう要求したのである。[58] アメリカのかかる警告を受けたブルースは、事態の重要性を知りながらも、艦隊事件の矢面に立つことを極力避けた。[59] ここに總理衙門はバーリンゲームに調停を依頼し、[60] その結果、艦隊は解散され、即刻中國近海から撤回されることが決定されたのである。中國に回航した八隻のうち、四隻はイギリスへ、殘り四隻はインドのボンベイへと撤回され、結局、中國には一隻も殘されることはなかった。[61]

艦隊の解散・撤回が決定された後、恭親王は、今回の艦隊計劃においてイギリス政府が示した厚誼に對して謝意を表わすと同時に、特にオズボーンに對しては、その盡力に感謝し、俸給のほかに謝禮金一萬兩を給與した。[62] 他方、レイは、「辨事は刁詐にして、以て虚しく鉅款を糜（つい）すを致す。實に姑容し難し」[63] とされ、總税務司を解任された。そして、ハートがあらたに總税務司に任命されたのである。[64]

二　艦隊事件の分析

艦隊計劃が最終的に決定された一八六二年二月から、艦隊が解散・撤回された翌年一〇月まで、およそ一年八ケ月を艦隊事件の期間と看做すことができる。[65] しかし、ハートがイギリスのレイに艦隊編成を依頼した一八六二年三月から、レイが中國に回航した翌年五月までの一年二ヶ月は、一方イギリスでは、レイとオズボーンとによって艦隊の編成が進められ、他方中國においては、艦隊の司令官・乗組員等に就き論議・決定がなされた期間である。この間における雙方の相反

する決定が後に問題を惹起することになったとはいえ、まだこの時點では計劃は着々と進められており、「事件」の性格はなかったといえる。したがって、艦隊計劃が「事件」化したのは、レイが十三ヶ條の同意書を總理衙門に提出し拒絶された一八六三年六月から、艦隊が解散・撤回された同年一〇月までのわずか四ヶ月にすぎない、また、艦隊計劃には中國・イギリス兩政府が無論關與していたが表面上はあくまでも總理衙門とその附屬機關である總稅務司とで遂行された形をとっていた。事件の樣相を呈した四ヶ月においても、駐華イギリス公使ブルースはなかなか事件の前面には出てこない。すなわち、事件化したとはいっても、外交上の問題には發展していない。ブルースが登場するのは、オズボーンが艦隊の解散を決意した一八六三年九月以降、特に、駐華アメリカ公使バーリンゲームの介入以後のことである。つまり、外交問題として表面化したのは僅か一ヶ月餘にすぎない。

このような事情から、艦隊事件は外交史上の事件として、從來あまり重視されなかった。そのことはまた、史料の在り方を反映していたとも考えられる。艦隊事件に關する中國側の基本史料は、この時期の外交文書ともいうべき『籌辦夷務始末』ではなく、『海防檔』である。『清史稿』、『清朝續文獻通考』にも若干の記載があるが、前者では、「兵志七・海軍」に、後者では、「兵考二五・水師（長江）」及び「兵考三二・船政（兵輪）」にある。要するに、史料面から觀た艦隊事件は海軍史上の事件であって、外交史上の事件では決してないのである。

史料のかかる狀況はそのまま艦隊事件の研究史にも反映している。艦隊事件には三つの側面がある。第一は、史料の在り方がそうであるように、中國における海軍近代化の一事例（勿論、失敗の事例）としての側面。換言すれば、洋務運動史的側面である。從來の研究はこの側面に集中した感がある。陳恭祿、孫正容、ローリンソン、呂實強諸氏の研究が擧げられる。[66] 第二は、レイ及びハートについての側面。つまり、總稅務司制度に關する側面である。これには、ライト、ガースン兩氏の研究がある。[67] そして第三が、小論のテーマである外交史的側面である。モース、植田捷雄、グレゴリー諸氏が、外國による清朝援助の一事例として艦隊事件にも觸れておられるが、常勝軍などの成功した事例の影にかくれて、ごく簡

単に敍述されたにすぎない。[68] 艦隊事件の中國近代外交史上、就中、中英關係史上への位置づけは、まだ課題として殘されていると思われる。

(一) 艦隊事件と總税務司

既に前章で觀たように、艦隊事件における總税務司の存在は極めて重要である。いま少しく總税務司制度の沿革を述べておこう。

一八五四年以來、上海で行なわれていた外人税務司制度[69]は、一八五八年一一月にイギリス、フランス、アメリカとの間で取極められた天津條約附屬通商規則の規定により、全開港場に一律に適用されることになった。一八五九年、欽差大臣・兩江總督何桂清によりイギリス人レイが總税務司に任命され、外人税務司を統轄することとなった。[70] 前述したように、一八六一年はじめに總理衙門が設立されると、レイはその下に直屬する官僚として、改めて總税務司に任命されたのである。[71] ところが、同年三月、レイは病氣療養のために歸國し、彼の推薦により、ハートとフィッツロイ (C. H. FitzRoy) がその代行を命ぜられた。特に、ハートは中國語に堪能であったため、總税務司代理として活躍することになる。[72] 艦隊計劃が總理衙門によって奏請された七月には、新しく開かれた天津・牛莊・登州及び揚子江貿易に關する協議のため、ハートは北京に滯在していた。[73] そして、艦隊計劃もハートの助言に負うところが多かったのである。

外人税務司・總税務司に關する研究史については、前掲の拙稿（注①參照）にて整理・檢討したので、そちらを參照して戴くとして、今ここでは省略したい。要するに、中國の對外關係を異質な體制の對立と觀て、外人税務司・總税務司を兩者間の「潤滑油[74]」乃至「緩衝器[75]」とのみ評價するのは不充分である。金城正篤氏が外人税務司制度の研究においてなされた指摘、すなわち、列強資本主義が中國の「半植民地」化をすすめる際にこの制度が演じた政治外交的役割をこそ重視すべきであるという指摘[76]を確認したい。次に、かかる指摘がそのまま總税務司にも當て嵌まることを明らかにしていこう。

結論を先に述べれば、總税務司とは本質的にイギリスの利益代辯者であった。しかも、總税務司という中國官僚を外見上は裝った巧妙な代辯者である。

艦隊計劃以前において、總理衙門は既にいくつかの援助申し入れを外國から受けていた。しかし、それらはいずれも第三國の干渉のために流産している。[77] すなわち、北京協定によって、外國公使の北京駐箚權が承認され、外國公使が北京に駐箚するようになった結果、列強間の複雜な外交關係が北京の外交界で展開されることになったからである。この時期、各國公使は異口同音に協調を唱えながらも、他國が自國よりも中國において優位を占めることを互に警戒した。したがって、外國による援助交渉が成立する見込みは非常に少なかったのである。この點、艦隊計劃は好調なすべり出しをみせた。なぜならば、艦隊計劃は、總理衙門と駐華イギリス公使とではなく、總理衙門と總税務司とで遂行されたからである。レイは艦隊計劃をイギリス外務省に説明するなかで、

（艦隊計劃は）決してイギリス政府を危險にさらすことなく、しかも同時に、直接援助に伴なう不便宜もなく、極めて好都合である。[78]

とはっきり述べている。また、艦隊計劃を推薦する理由のひとつに、

現在中國にあるイギリス海軍の維持に必要な多額の支出を削減できること。[79]

をレイはあげている。當時、中國近海には海賊が頻出し、イギリスは通商保護のために海軍を出動させてその討伐に當たらせていた。[80] 艦隊計劃はかかるイギリスの負擔をも輕減し得るとレイはいうわけである。以上によって、レイが總税務司という地位を利用して巧みに他國の干渉を避け、イギリスの利益を圖ろうとしたことは明らかである。艦隊計劃頓挫の原因はいろいろ考えられるが、計劃の終盤で、ブルース、バーリンゲームが登場して外交問題化してしまったこと、レイの言葉を借りるならば、「不便宜」な面がでてしまったこともそのひとつにあげて差支えないだろう。

レイの以上の言動から、總税務司が本質的にイギリスの利益代辯者であったことを充分に窺うことができたが、艦隊計劃以外にもかかる事實を知り得る史料が散見する。しかし、小論の本筋から逸れるので、ここではレイ自身の次の言葉を

1862年度中國の對外貿易總額構成

單位：ドル

輸出		輸入	
茶	35,000,000	アヘン	68,000,000
絹	33,000,000	棉製品	27,000,000
	その他の輸出入額		37,000,000
	貿易總額		200,000,000

〔出典〕 Banister, *op. cit.*, p. 58

引用しておくだけにしたい。

イギリスへ出發する以前において、私（レイ。筆者注）はあらゆる中國問題に關して、ブルースの頼りがいのあるアドバイザーであった。私はほとんど毎日彼と會い、遂行されるべき政策について數時間一緒に議論した。[31]

次に、ハートの言動に眼を向けてみよう。問題解明の鍵となるのは、艦隊購入の經費である。すなわち、經費は、とりあえず關稅收入で賄うが、最終的には、アヘンからの稅收入を當てるという點[32]である。ところで、從來の研究で艦隊事件をアヘンとの關連の中で考察したものはひとつもないが、[33]このことは艦隊事件の極めて重要な側面が看過されていたことを意味する。

アヘンが當該段階における中英關係にあって、最も重視すべきものであることについては、前掲の拙稿で既に述べたところである。特に、イギリスにとっては、世界市場の形成・確立のためにも、アヘンは不可缺な存在であった。[34]（上掲『表』參照）

中國におけるアヘン貿易は久しく非合法に行なわれてきたが、アロー戰爭後の一八五八年、中英天津條約附屬通商規則第五條の規定により合法化されていた。このアヘン貿易からの稅收入を艦隊購入の經費に當てようと提唱したのが、ほかならぬ總稅務司代理ハートである。その間の事情を次に詳しく觀ることにしよう。

艦隊計劃を初めて要請した總理衙門の奏文に、經費捻出に關するハートの意見が引用されている。それには、

赫德（ハート）因稱、洋藥一項、如照所遞之單、徵收華洋各稅四十五兩外、於進口後、無論販至何處銷售、再由各該地方官、給與印票、仿照牙行納帖之例、每帖輸銀若干。如辦理得宜、除華洋各稅外、歲可增銀數十萬兩。此項留爲購買船砲、亦足裨益。[35]

とある。引用文中、「遞する所の單」とは、艦隊計劃の提案と同じ日に、ハートが總理衙門に提出した『清單七件』中のアヘン徴税方法に關する條項を意味する。ハートの提案した課税構想は、毎箱（百斤）に對して、洋税三十兩、華税十五兩の合計四十五兩を徴收するというものであった。[36] そして、右の引用文によれば、四十五兩のほかに、アヘン販賣者に所轄の地方官より販賣許可證（印票）を給與し、その際、「牙行納帖の例」に從って營業税若干を徴收し、その年間收入見積額數十萬兩を艦隊購入の經費に當てるというわけである。このように、艦隊計劃とアヘン徴税とに關する二提案は、ハートの構想の中で一對のものとして意識されていた點を注意しておきたい。また、同じ箇所に、

赫德則總謂、收稅愈重、則走漏愈甚。若藥稅稍減、則徵藥之稅雖輕、而納稅之藥必鉅。[37]

とあり、アヘンに對する重税がかえって脱税行爲を激化せしめるのに對して、輕税は納税を促進させるという理論をハートは展開している。當時、イギリス側から、アヘン課税は重すぎないようにという要望がでていたことを考慮するならば、かかるハートの理論はイギリスの要求を側面から援助する役割を果たしたことが容易に理解できよう。[38]

以上で觀たように、アヘンからの税收入を經費に當てるというハートの提案は、アヘンからの收入を清朝財政のなかに組み込み、アヘン貿易合法化の駄目押しを企圖したといえるのではなかろうか。そして、そこにこそ、イギリスの利益代辯者としての總税務司の面目躍如たる姿を見いだすことができる。

(二) 十三ヶ條の同意書について

十三ヶ條の同意書（以下、『同意書』と略稱）とは、艦隊の中國への回航を前にして、レイとオズボーンとの間で交わされた、艦隊運營に關する取極である。同意書が直接の原因となって艦隊計劃が破綻したことは既に觀たとおりである。では、何故にかかる同意書が作成されたのであろうか。

ハートからの手紙で艦隊編成の依頼を受けたレイは、計劃實行のためにイギリス政府との折衝を續けたが、その際、政

府が問題にしたことのひとつは、レイが中國政府から正式の委任を受けたかどうかということであった。[89] そこでレイは、恭親王が署名した正式な委任狀を至急送るように、ハートへ連絡した。その手紙（一八六二年五月九日付）のなかで、レイは送られるべき委任狀の內容について、詳細な指示を行なったが、要するに、白紙委任狀を送れということであった。[90] 今日とは違い、當時、中國―イギリス間の郵便は片道二ヶ月近くを要した。結局、一八六三年一月一五日、レイは恭親王の委任狀（一八六二年一〇月二四日付）を受けとる。[91] それには次のようにあった。

（前略）嗣後均交該總稅務司、一手經理、自更周妥。爲此劄行該總稅務司接手。管理此事、有最要三項。一、購買船隻、並各船內應用之砲藥煤斤、以及各項零星物件。一、邀請應坐各船之武弁、招募砲手水手人等、以及立定各項之合同。一、酌留所需銀兩、以便照各項合同、發給俸祿工錢、以及將來備賞各款之用。以上三項支發、均交該總稅務司、一手經理。[92]

これによれば、艦隊計劃の實行にあたり恭親王がレイに依頼したのは、①艦船と必需品等の購入、②武官・乘組員の募集と雇用條件の決定、③給料などの金錢關係の處理、の三項である。

ところで、先にレイは、委任狀を送る際には英譯されたものも同時に送るように指示したが、[93] 一月一五日に受けとったのは中國語の原文だけであった。[94] しかし、委任狀と一緒に送られてきた手紙のなかで、ハートは委任狀の內容がレイの要求を滿足させるものだと保證したため、[95] レイはこの委任狀が自分の要求したとおりの白紙委任狀であると判斷したのである。[96] そして翌日（一月一六日）、問題の同意書が取極められたわけである。

同意書が問題の焦點となった際、恭親王は白紙委任狀など出していないと反駁し、[97] 他方、レイは恭親王が心變わりしたと批難した。[98] しかし、以上の顚末からすれば、恭親王の主張が正しいことは明らかであろう。

しかるに、レイが恭親王の委任狀を白紙委任狀と誤認し、自由裁量が自分に與えられたと思い込んだことは、かえって格好な史料をわれわれに提供してくれることになった。すなわち、同意書には總稅務司レイの考えが遺憾なく露呈されて

いると看做してよい。そして、總税務司が本質的にイギリスの利益代辯者であるという前節での結論を踏まえるならば、同意書の分析を手懸りとして、當時のイギリスの中國政策をある程度明らかにできる可能性を豫想させる。

さて、同意書は十三ヶ條から成るが、そのうち、特に重要と思われるのは、第一條から第六條までである。いま、それらをあげておこう。

第一條。オズボーンは、中英艦隊の司令官を四年間勤めることに同意し、彼以外の司令官は存在しないことを規定する。
第二條。司令官オズボーンは、西洋人によって操作される中國式船舶、並びに、中國皇帝の雇用、或は皇帝の支配下にある民間組合の雇用に係るすべての西洋式船舶を統制する。
第三條。レイは、オズボーンが中英艦隊の司令官として行動することを保護するために必要な權威を中國皇帝から獲得する。
第四條。オズボーンは、直接レイに傳達される皇帝のすべての命令に基づいて行動する義務を負う。そして、オズボーンは上記以外の經路によるいかなる命令にも從わない。
第五條。レイは、その合理性を彼が滿足しないようないかなる命令の傳達者にもならないことを約束する。
第六條。オズボーンは艦隊のすべての士官・乘組員を任命する。但し、皇帝の代理人として、レイの同意を必要とする。[39]

以上を觀れば、同意書がレイ及びオズボーンに極めて強い權限を與えていることは明らかである。第一條、第二條によれば、オズボーンはレイ・オズボーン艦隊のみならず、中國にあるすべての西洋式船舶、及び西洋人に操縱される中國式船舶の司令官にもなることになる。また、第三條、第四條、第五條、によれば、レイは皇帝とオズボーンとを結ぶ唯一の通路となるのみならず、皇帝の命令に對する拒否權すら與えられるのである。清朝側が反撥したのは、同意書に盛り込まれたかかる越權的主張に對してであった。總理衙門が、

所立合同十三條、事事欲由阿思本(オズボーン)專主、不肯聽命於中國、尤爲不諳體制、難以照辦。[40]

といい、或は、

其(同意書)意竟思、藉此一舉、將中國兵權・利權、全行移於外國。[41]

と主張するのがそれである。

ところが同意書は、清朝側の受け取り方とは違った解釋の仕方もできる。しかも、それは當時のイギリスの中國政策とも深く關わっていた。その手懸りとなるのが同意書の第四條である。すなわち、同條によれば、艦隊の指揮系統は、〈皇帝〉―〈レイ〉―〈オズボーン〉であり、これ以外には存在しないとされている。レイは第四條の補足説明のなかで、

われわれが同意するこの條項もまた非常に大事である。ここしばらく、地方の官僚が皇帝の許可なしに西洋式の船を購入し、武裝させ、あらゆる國籍の乘組員を配置してイギリス人或はアメリカ人に指揮させてきたことをわれわれは知っている。西洋人に指揮されるローチャ船或はジャンク船が揚子江に群がっているが、その半分は海賊船であり、殘り半分は私略船である。彼らは多くの場合、特定の官僚、ギルド、行に屬する兵船と主張する。この艦隊の目的はこれらすべての危險な海賊を掃蕩することである。これらの船は皇帝の權威の下に置かれねばならない。そして、皇帝の權威なしには、中國における一人の西洋人も戰爭に參加する權利がないようにすることである。[22]

と述べている。すなわち、皇帝と地方官僚とを對立的に把握し、皇帝の權威こそが高められねばならないとレイは考えた結果、前述のごとき指揮系統を規定したわけである。同意書が拒絶され、妥協案としてだされた『輸船章程』をオズボーンに説明する手紙のなかで、レイは、

恭親王は私が同章程（『輸船章程』。筆者注）に同意したかのごとく看做しているが、實際にはこの間、そのような妥協は不可能であると私はくり返し宣言してきたのである。[23]

といい、まず、同意書を撤回した事實はないことを辯明した後、

唯一の海軍司令官はあなた（オズボーン。筆者注）であり、唯一の主人は帝國政府である。[24]

と斷言している。ここでは、「皇帝」の代わりに「帝國政府」という言葉がつかわれている。また、同意書が拒絶された直後、恭親王への書信（一八六三年六月二九日付）のなかで、レイは、

オズボーン大佐は總理衙門指揮下の一武官であり、總督・巡撫と協力して行動するために、總理衙門からすべての命令・指示を受け

る。[16]

といい、ここでは、「總理衙門」となっている。以上、第四條に言及された諸説明から判斷すれば、艦隊を地方官僚ではなく北京政府に直屬させ、後者、就中、總稅務司の上司にも當たる總理衙門の強化をレイが企圖したことは明白である。[17]

それでは、レイのかかる意圖は當時のイギリスの中國政策とどのように關係していたのであろうか。

前述したように、ミッチェル報告書を轉機として、イギリス政府は從來の砲艦政策に代わる新しい中國政策を模索し始めていた。この新政策に關しては既に坂野正高氏の諸研究がある。[18] 坂野氏は當時のイギリス外交官の本國への報告書を詳細に檢討された結果、以下の諸點を明らかにされた。

①イギリス側の當局者は清朝の政治構造を中央集權的と觀ていた。アロー戰爭以後の條約交渉で外交使節の北京常駐を強く主張した理由もかかる判斷に由來する。

②北京常駐の外交使節が北京政府に直接に說得による外交的な壓力を加え、北京政府をして地方官憲を動かさせて條約を遵守させる。これがイギリスの新中國政策である。

③新政策では、協調的で強力な北京政府の存在がイギリスにとって望ましい。そこでイギリスはアロー戰爭後に擡頭した恭親王ら「和平派」、その後身である總理衙門に注目した。しかし、彼らは協調的であったが、必らずしも強力ではなかった。

④したがって、新政策は總理衙門の強化を當面の課題とした。

右のような坂野氏によって明らかにされたイギリスの新中國政策を觀るならば、レイが同意書の第四條で目差した總理衙門の強化は、まさしくイギリスの新中國政策そのものであった。現に、レイがこの頃に考えていた中國政策がイギリス外交官のそれとほとんど同じものであったことを知り得る史料は少なくない。[19]

以上、同意書第四條の分析によって、われわれは次の結論に到達する。すなわち、艦隊事件とは、總稅務司というイギ

リスの利益代辯者によって間接的にではあったが、當該段階で形成されつつあったイギリスの新中國政策が最初に露呈された事件である。そして、それこそが、これまで等閑視されていた艦隊事件の外交史的意義ではなかろうか。

小結

從來、洋務運動史的側面から主に取扱われてきた艦隊事件の分析を通じて、この事件の外交史的側面をいくつか解明してきた。總稅務司が本質的にイギリスの利益代辯者であったこと。このことは、歷代の總稅務司がすべてイギリス人であったことを想起するならば、近代中國外交史、就中、中英關係史を考える場合、絶えず念頭に置かねばならないだろう。次に、艦隊事件がイギリスの新中國政策を、間接的だが最初に表明した事件であったこと。もしそうならば、この事件が中英關係史上に有する意義は非常に重要であろう。尙、イギリスの新中國政策に關連して、この政策が外交使節の外交的壓力を中心に据えたものであったことは、これ以後の中英關係史を考える場合、外壓を體現する駐華公使による外交交涉を注意深く究明する必要性を痛感させる。また、新政策は外壓の質的變化を意味するから、この時期に外壓が緩んだか否かの問題も、かかる前提のもとに檢討されるべきだろう。

では最後に、艦隊事件の中國側の主役であった總理衙門が果たした歷史的役割を考えてみよう。

總理衙門の母體である「和平派」とは、彼我の力關係を素直に認めるという柔軟な現實主義者といえよう。北京協定締結後には、太平天国鎭壓という內政を重視して、そのためには外國の援助を受けることも辭さないという現實主義的對應をみせた。艦隊計劃もその一例である。

當該段階の國際關係におけるかかる現實主義的性格は、列強資本主義に對する從屬性を意味する可能性が極めて大きかった。まず、かれら「和平派」は天津條約・北京協定の締結者にほかならない。これらの條約が中國の「半植民地」化を一層深化させるものであったことは周知のとおりである。また、新設された總理衙門の經費は、その大部分を關稅收入に

よっていた。[12] つまり、中國市場を不可避的に從屬せしめる外國貿易に、總理衙門はその財政的基盤を置いていたのである。

次に、艦隊事件との關連から觀よう。まず見逃し得ないのは、總稅務司との關係である。本質的にイギリスの利益代辯者である總稅務司と機構的に直接に結びついていた總理衙門は、イギリスの中國政策に加擔させられる可能性、すなわち、從屬化の可能性をより強く持った。艦隊經費としてのアヘンの問題はその好き證左であろう。さらに重要なことは、イギリスの新中國政策との關係である。イギリスの新中國政策は公使の外交的壓力を最大限に驅使する政策だが、この場合、かかる壓力を受容する支配階級が中國側に形成されねばならない。當該段階の國際關係、並びに中國の「半植民地」化過程においては、そのような支配階級は從屬性を不可避的に帶びざるを得ない。しかるに、イギリスの新中國政策が、當面、總理衙門強化政策として現われたことは、かかる從屬的支配階級としての役割を、總理衙門が擔わされたことを意味する。

ところで、イギリスの新中國政策では、從屬的支配階級は地方督撫を統制し得るだけの強さを要求された。では、總理衙門は強かったか。否である。咸豐帝死後のクーデターで政府內の「主戰派」の大物を一掃したとはいえ、全般的には「和平派」勢力はさほど強くなかった。[13] また、總理衙門の機構としての基盤も脆弱であった。[14] 況んや、當時、太平天国鎭壓のなかから登場しつつあった曾國藩・李鴻章ら漢人督撫の前にはほとんど無力に近かった。[15] 艦隊の司令官・乘組員について、曾國藩の主張を唯々諾々と承認せざるを得なかったことが好い例である。艦隊事件は、總理衙門も含めた中央政府の無力さ、或は進行しつつあった地方分權化をイギリスに思い知らせる機會でもあった。事件後、ブルースは外相ラッセル(Lord John Russell)への報告(一八六三年一一月一九日付)の中で、「總理衙門が同意書を拒絶した動機は地方大官の反對にある」[16]と總理衙門の脆弱性を指摘し、「北京政府には艦隊計劃が目差したような中央權力の強化を實行する能力もなければ、また、やる氣もない」[17]と北京政府に全く失望している。他面、二代目駐華イギリス公使オルコック(Sir Rutherford Alcock)がのちにこの事件を回想して述べているように、[18] 艦隊事件そのものが總理衙門の脆弱性を深化せしめたと

もいえるであろう。

イギリスが中央集權的と考えた清朝の當該段階は、皮肉にも、系譜には民國時代の軍閥につらなる漢人洋務派官僚の擡頭期であり、その意味で地方分權化の開始期と看做すことができる。[19] 清朝國家權力構造のかかる變質を、艦隊事件によって知り得たイギリスは、これ以後、清朝國家權力構造に對するイメージを再構築していくことになる。就中、總理衙門はその脆弱性の故に、イギリスの新中國政策の一翼を擔うことができなかった。ここに、一八七〇年代における漢人洋務派官僚李鴻章の外交舞臺への登場が、イギリスの新中國政策との關連からも、ひとつの大きな歷史的可能性として、豫定されたのである。

註

① アヘン・アロー兩戰爭期に關する從來の研究史については、拙稿「近代中國外交史研究について―特にアヘン・アロー兩戰爭期の中英關係を中心にして」(『東洋史研究』第三四卷第一號、一九七五年) を參照されたい。

② 坂野正高『近代中國政治外交史』(東京大學出版會　一九七三年) 頁二四二。

③ 宮崎市定「英佛聯合軍の北京侵入事件―特に主戰論と平和論」(『東亞研究所報』第二四號、一九四三年。後、『アジア史研究』第二に再錄) 並びに、坂野正高「『總理衙門』設立の背景」(一)(二)(三)(『國際法外交雜誌』第五一卷第四號、同第五號、第五二卷第三號、一九五二～五三年) を參照。

④ 坂野正高「總理衙門の設立過程」(『近代中國研究』第一輯、一九五八年) を參照。

⑤ 坂野前掲『近代中國政治外交史』頁二七二。

⑥ 籌辦夷務始末・咸豐朝、卷七一・18b(以下、『夷務・咸、卷七一・18b』と略す) 及び、夷務・咸、卷七一・17b。

⑦ 夷務・咸、卷六九・6a。

⑧ 夷務・咸、卷七一・18b。

⑨ T.R Banister, "*A History of the External Trade of China, 1834—81.*" in China, The Maritime Customs, I, Statistical Series: No. 6. Decennial Reports 1922—31, 2 vols. (Shanghai, 1933), vol. 1, p. 61.

⑩ 吉岡昭彦「綿業」(吉岡昭彦編『イギリス資本主義の確立』御茶の水書房　一九六八年)　第一編第一章　頁九九。

⑪ 坂野前掲『近代中國政治外交史』　頁二五五。

⑫ 同右、頁二五六。

⑬ 吉岡昭彦「イギリス自由主義國家の展開」(岩波講座『世界歷史』第二〇卷　岩波書店　一九七一年)　頁二二。

⑭ 以下、年月日の記載は西暦による。

⑮ 中央研究院近代史研究所編『海防檔』(一九五七年)甲、購買船礮(上)(以下、『海防檔』と略稱)、第五號文、頁六。尙、この上奏文は、夷務・咸、卷七九・16a—bにも收錄されている。(但し、夷務では、「根本」は「本根」とされている)以下、海防檔、夷務の兩方に記載がある場合、原則として海防檔から引用し、夷務についてはその出所を併記するにとどめる。

⑯ 海防檔、第五號文、頁七。夷務・咸、卷七九・17a。

⑰ 同右に、

惟大江上下游、均有水師、中間並無堵截之船。非獨無以斷賊接濟、且恐由蘇・常進勦、則江北似形喫緊、北路必受其衝。

とある。

⑱ 同右、頁七—八に、

但造船必須先設船廠、購料興工、已非年餘不成。自不如火輪船勦辦、更爲得力。第南省雖舊有二隻、惟詢據赫德、則稱并非打仗之船、且已有一隻敗壞。

とある。

⑲ 同右、頁八(夷務・咸、卷七九・17b—18a)に、

臣等復詢問火輪船價值若干、能否購買。據稱、伊國火輪船一隻、大者數十萬兩、上可載數百人。小者每隻數萬兩、可載百數十人。大船在內地不利行駛。若用小火輪船十餘號、益以精利槍砲、其費不過數十萬兩。

とある。

⑳ 同右に、

此事如蒙俞允、臣等擬將價值奏明後、卽請於上海・廣東各關稅內、先行籌款購買。俟將來洋藥票稅收有成數、再行歸款。

とある。

㉑ 同右、頁九。夷務・咸、卷七九・28a。

㉒ 夷務・同(同治朝)、卷二・35b。

㉓ 海防檔、第三三號文。

㉔ 郭廷以『太平天国史事日誌』(上海商務印書館　一九四六年)頁八三三。

㉕ 海防檔、第三七號文、頁四四(夷務・同、卷四・11a)に、

現在浙江杭・寧失守、難保該逆不爲海上縱橫之計。是南北各海口處處、皆萬分喫緊。斷不可稍事因循、以致貽悞大局。既據該撫聲稱、如事在必辦、亦可盡力籌措。諒該撫必係確有把握之言。除寧波一口不能責其照辦外、相應請旨飭下江蘇巡撫、赶緊籌款、與赫德商酌購買船砲、以備防勦等用。

とある。

㉖ 海防檔、第三八號文、頁四五。夷務・同、卷四・12b。

㉗ 海防檔、第四〇號文、頁四七に、

逆匪圖攻上海。萬一情形喫緊、江蘇巡撫、勢難兼顧、亦在意計之中。著勞崇光探明、如上海有未能兼顧之勢、或赫德已經抵粵、卽由勞崇光、查照總理各國事務衙門原摺、飭令赫德赶緊妥辦。

とある。

㉘ 海防檔、第五九號文、頁五八に、

查此案現據赫德面稱、已寄信回國、代辦中號火輪三隻・小號

火船四隻、海防砲台火药等項、共約需工價銀六十五萬兩。

とある。

㉙ 尚、各海關への割り當て額は次表と通り。

〔單位：萬兩〕

粵海關	江海關	閩海關	厦門海關	合計
二三五	二三五	一〇	五	六五

（海防檔、第六三、六四、六五號文により作成）

のちにイギリスのレイからの要請で、經費は八十萬兩に增額され、不足額十五萬兩を閩海關、厦門海關に割り當てた。（海防檔、第一二〇號文）

㉚ Lay to Hammond, October 9, 1862, *China. No. 2(1864): Correspondence respecting the Fitting out, Dispatching to China, and ultimate Withdrawal, of the Anglo-Chinese Fleet under the Command of Captain Sherard Osborn; and the Dismissal of Mr Lay from the Chief Inspectorate of Customs.* (presented to the House of Commons by Command of Her Majesty, in pursuance of their Address of February 9, 1864), p. 4. 尚、以下、この史料は *B.P.P.* (British Parliamentary Paper) (A) と略稱する。

㉛ Memorandum, by Lay, Inclosure in No. 1 (Lay to Russell, June 16, 1862), *Correspondence respecting the Employment under the Government of China of Officers in the Naval or Military Service of Her Majesty.* (presented to the House of Commons by Command of Her Majesty, 1862), p. 1.

尚、以下、この史料は *B.P.P.* (B) と略稱。

㉜ *Ibid* 尚、ポウリングが中立條令を發したのは一八五五年一月一七日であり、一八五四年はレイの勘違いである。(H.B. Morse, *The International Relations of the Chinese Empire*, vol. 1, Shanghai, 1910, p. 410.)

㉝ Layard to the Secretary of the Admiralty, July 3, 1862, *B.P.P.* (B), p. 3.

㉞ J.J. Gerson, *Horatio Nelson Lay and Sino-British Relations 1854—1864* (Cambridge, Mass., 1973) pp. 155—166.

㉟ S.F. Wright, *Hart and the Chinese Customs* (Belfast, 1950), p. 229.

㊱ Russell to Bruce, September 2, 1862, *B.P.P.* (A), p. 3.

㊲ なお、當時、太平天国側についていた英國人リンドレー(Augustus F. Lindley) は、「艦隊計劃」を「太平軍を殲滅して中國復興をはかる吸血的陰謀」と看做し、「レイ・オズボーン艦隊」を「吸血艦隊」と呼んでいる。(リンドレー『太平天国—李秀成の幕下にありて—』增井經夫・今村與志雄譯、東洋文庫三三一 平凡社 一九六四年 第三巻、頁二五三—二八二)

㊳ Agreement entered into between Mr. Lay and Captain Osborn, London, January 16. 1863, *B.P.P.* (A), p. 7

㊴ Gerson, *op. cit.*, p. 187.

㊵ *Ibid.*, p. 187.

㊶ *Ibid.*, p. 188.

㊷ *Ibid.*, p. 188.

㊸ Wright, *op. cit.*, p. 240.

㊹ 海防檔、第一八一號文、頁一五八—五九。

㊺ 中國側で行なわれた論議は次の通り。まず、艦隊計劃が最初に提唱された總理衙門の奏文（海防檔、第五號文、頁八）に、

惟應酌配兵丁、並統帶大員、及陸路進攻各事宜、應請飭下官文・曾國藩・胡林翼等、預爲熟計、一俟運到、卽請旨辦理。

とあり、總理衙門は當初から、乘組員、司令官については、湖廣總督官文、兩江總督曾國藩、湖北巡撫胡林翼ら、太平天国鎭壓に當たっていた地方督撫の審議に委ねていた。のちにハートは『輪船應派武弁砲手水手章程』を提出して、中國側から總兵官を派遣し、オズボーンと會同して一切の事宜を管理せしめ、各船に一名の割合で武官七名を任命すること、砲手には湖南人二百名、水手には山東人二百名、水師兵には滿洲人百名、導火線運搬係には滿洲人五十名を配置すること、を提案した。（海防檔、第一三三號文、頁一一六）しかし結局は、次に述べるような曾國藩の意見が採用されたのである。

㊻ 曾文正公全集・奏稿、「覆陳購買外洋船礮摺」に、

至於酌配兵丁、及統帶大員、應俟輪船駛至安慶・漢口時、每船酌留外洋三四人、令其司柁司火。其餘卽配用楚軍水師之勇丁、學習駕駛。砲位亦令楚勇司放。

とある。（尙、この奏文は、海防檔、第一九號文、頁二〇—二一、及び夷務・同、卷一・24 a—b にもあるが、いずれも奏文全體を載せていない。）

㊼ 同右、「預籌選派員弁管帶輪船摺」に、

茲據楊岳斌・彭玉麟密覆前來。查有統帶巡湖營提督銜記名總兵蔡國祥、勇敢耐勞。久隸楚軍水師、歷著功績、而又籍屬廣東、與洋人熟習、堪以統轄七船。又查有副將銜參將盛永淸・參將袁俊・參將銜游擊歐陽芳・鄧秀枝・周文祥・蔡國喜・游擊銜都司郭得山、年力精壯。向歸蔡國祥節制、堪以各領一船。

とある。（尙、この上奏は湖廣總督官文との會奏である。また、海防檔、第一五〇號文、頁一二五、及び夷務・同、卷一二・36 a—b にもあるが、奏文全體を載せていない）

㊽ 海防檔、第一八五號文、頁一六五。

㊾ 同右、第一八六號文、頁一六六。

㊿ 海防檔、第一八五號文、頁一六五に、

中國所買火輪水師兵船、現在議定由中國選派武職大員、作爲該師船之漢總統。並延英人阿思本（メスホーン）、作爲幫同總統、以四年爲定。

とある。

(51) 同右に、

至阿思本幫中國管帶師船、所在用兵地方、應聽督撫節制調遣。其行兵進止、應隨時面商、仍聽中國持主。

とある。

(52) 海防檔、第一九八號文、頁一七七—一七八に中國語の原文を、Prince Kung to Osborn, July 8, 1863, *B.P.P.* (A) pp. 8—10 に英譯を載せている。

(53) Osborn to Prince Kung, October 15, 1863, *B.P.P.*(A),

pp. 12—13.

(54) Osborn to Bruce, October 19, 1863, *B.P.P.* (A), p. 13.

(55) Bruce to Osborn, October 20, 1863, *B.P.P.* (A), p. 13.

(56) Burlingame to Bruce, November 7, 1863, *B.P.P.* (A), pp. 33—34.

(57) H.C. Allen, *The Anglo-American Relationship since 1783* (London, 1959), p. 218. 尙、S.F. Bemis, *A Diplomatic History of the United States*, 3rd edition(New York, 1950), pp. 364—383. T. Dennett, *Americans in Eastern Asia-A Critical Study of the Policy of the United States with reference to China, Japan and Korea in the 19th century* (New York, 1922), pp. 367—390. を參照した。

(58) 注(56)に同じ。

(59) Bruce to Russell, November 19, 1863, *B.P.P.*(A), pp. 23—24.

(60) *Ibid*,. p. 24. 海防檔、第二六七號文、頁二五八、及び第二七〇號文、頁二六〇。

(61) Wright, *op. cit.*, p. 249.

(62) 海防檔、第二六九號文、頁二五九に、

本爵深謝貴國派給修好各船之睦意、特遣官員歐來中國。並謝阿總兵勞心費力、以辦各船事件、並帶此數船、前來中國。今阿總兵與各武弁水手人等、中國自應給發各人來往辛俸及雜項碎用、以回國之日爲止外、另送阿總兵銀一萬兩、以酬其勞。

とある。

(63) 海防檔、第二九〇號文、頁二七八。

(64) 同右に、

其總稅務司一缺、另派赫德、接手辦理。

とある。

(65) 尙、艦隊撤回に伴なう金錢問題の處理はこの後も續けられ、それが落着するのは一八六七年四月のことである。金錢問題については、Gerson, *op. cit.*, pp. 196—199. に詳しい。清朝はこの事件で約七十萬兩の損害を蒙った。

(66) 陳恭祿「倉國艦與海軍」、『國立武漢大學文哲季刊』第三卷第四期、一九三四年。孫正容「清咸同間購輪運輪事件始末記（一八六一—一八六三）—中國海軍史料之一」『文瀾學報』第一卷第二期。一九三六年。J.L. Rawlinson, The Lay-Osborn Flotilla: Its Development and Significance, "*Papers on China*", vol. 4, 1950. *China's struggle for Naval Development 1839—1895*, Cambridge, Mass., 1967, pp. 34—38. 呂實強『中國早期的輪船經營』中央研究院近代史研究所專刊 一九六二年 頁四三—一一九。

(67) Wright, *op. cit.*, pp. 225—257. Gerson, *op. cit.*, pp. 151—201. ガースン氏の著書については、拙評（『史林』第五七卷第五號、一九七四年）を參照されたい。尙、坂野正高氏は『ロバート・ハート』補論」（『近代中國外交史研究』岩波書店 一九七〇年）において、艦隊事件にあらわれたレイ、ハート、ブルースの考え方の違いを興味深く對比されている。

(68) H.B. Morse, *The International Relations of the Chinese*

Empire, vol. 2, Shanghai, 1917, pp. 34—48. 植田捷雄「太平亂と外國」㈢『國家學會雜誌』第六三卷第一・二・三號、一九四九年、頁七六。J.S. Gregory, Great *Britain and Taipings*, London, 1969, pp. 2125—126.

㊾ 上海の外人稅務司制度については次の諸研究を參照した。J.K. Fairbank, *Trade and Diplomacy on the China Coast: The Opening of the Treaty Ports, 1842—1854*, Stanford, 1969 (originally published in 1953 by Havard Univ. Press), Part V. 金城正篤「一八五四年上海における《稅務司》の創設—南京條約以後の中英貿易と稅務司創設の意義」『東洋史研究』第二四卷第一號、一九六五年。Gerson, *op. cit.*, pp. 33—67.

㊿ Gerson, *op. cit.*, pp. 96—97.

(71) 坂野前掲「總理衙門の設立過程」 頁六四。

(72) H.N. Lay, *Our Interests in China. A letter to the Right Hon. Earl Russell*, K.G., London, 1864, p. 8.

(73) 夷務・咸、卷七八・22 a。

(74) Fairbank, *op. cit.*, p. 464.

(75) Gerson, *op. cit.*, p. 203.

(76) 金城前掲論文、頁二〇—二一。

(77) 既に北京協定交渉の頃から、ロシア、フランスが援助を申し入れていたが、イギリスの干渉によって挫折した。(范文瀾『中國近代史』上册 人民出版社 一九四七年、頁一九三—一九四) また、艦隊計劃が進められていた最中にアメリカから艦隊を購買するという話がもちあがったが、ハートの介入で中止された。(Lay, *op. cit.*, p. 15)

(78) Memorandum, by Lay, *B.P.P.* (B), p. 1.

(79) *Ibid.*, p. 1.

(80) G. Fox, *British Admirals and Chinese Pirates, 1832—1869*, London, 1940. に詳しい。

(81) Lay, *op. cit.*, pp. 39—40.

(82) 海防檔、第三八號文、頁四六の上諭に、
洋葯票稅、俟徵有成數、卽爲歸補各關之款、以昭覈實。
とある。

(83) 理由はいくつか考えられる。まず第一に、アヘンからの稅收入が最終的財源とされたが、當面は關稅收入が割り當てられたので、ともすればアヘンとの關連を見失いがちなこと。第二に、海防檔を觀るかぎり、ハートのアヘン徵稅法全體を知ることができないこと。籌辦夷務始末とつき合わせて、はじめてアヘンとの密接な關係が明らかになること。

(84) 田中正俊「中國社會の解體とアヘン戰爭」(岩波講座『世界歷史』第二一卷 一九七一年) に詳しい。

(85) 海防檔、第五號文、頁八。

(86) 夷務・咸、卷七九・23 a—24 b に、『淸單七件』のひとつとして、アヘン徵稅法に關するハートの提案が記載されている。それによれば、ハートは二通りの徵稅法を考えていた。㈠は、入港時に每箱六十兩という重稅を課し、その後は一切徵稅しないというもの。㈡は、小論引用文中にあるように、洋稅三十兩、華稅十五兩を徵收し、以後、通商港の所屬する「府」內で

は徴税しないというもの。（但し、該府外での徴税は當該地方官に委任する）引用文中で㈡の方法が引かれていることから判斷するならば、ハートは㈠よりも㈡の方法を好ましく考えたらしい。

㊼ 夷務・咸、卷七九・24 a。

㊽ 夷務・咸、卷七三・13 a の總理衙門の奏文に、

查臣等前據嘛咬嗎（ウーミー）詖稱、奉嘆嚕嘶（ブールース）之信、呈遞稟帖四件。一係自擬洋藥稅辦法。請酌定得中之數。

とある。

㊾ Gerson, *op. cit.*, pp. 161—162.

㊿ Lay, *op. cit.*, pp. 10—13.

(91) Gerson, *op. cit.*, p. 167.

(92) 海防檔、第一二三號文、頁一〇七。

(93) Lay, *op. cit.*, p. 12.

(94) *Ibid.*, p. 16.

(95) Gerson, *op. cit.*, p. 182.

(96) Lay, *op. cit.*, p. 16.

(97) 海防檔、第二六九號文、頁二六〇。

(98) Lay, *op. cit.*, pp. 16—17.

(99) Agreement entered into between Mr. Lay and Captain Osborn, London, January 16, 1863, *B.P.P.* (A), p. 7. 總理衙門に提出された漢譯は、海防檔、第一八一號文、頁一五八—一五九に收められている。尚、第五條が漢譯では、「如有阿思本（オズボーン）不能照辦之事、則李泰國（レイ）未便轉諭」とあり、英語原文との間に微妙な差異があることについて、坂野氏の指摘がある。（前掲『ロバート・ハート』補論」注①）

第七條から第一三條を次に記しておく。

第七條。オズボーンの部下は彼の許可がなければ、自由に行動できない。彼らが豫めオズボーンに意見を求めて必要な命令を受けることをしなかつた場合、彼らが要求する行動をレイは承認しない。

第八條。中國の官吏が艦隊の士官や乘組員に對して申し立てるいかなる不滿をも、取り調べることに、レイとオズボーンは同意する。

第九條。艦隊は西洋式なので、掲げる旗は西洋式であることが不可缺である。まず第一に、艦隊の有效性を保つために、そして第二に、外國から當然の敬意を以てみられるために、それは必要である。よって、旗は綠色で、二本の黃色い對角線、そして、中央には帝國の青い龍が描かれるという案に、レイは同意した。綠色が選ばれた理由は、西洋の軍隊はめったにその色を使わないので、他のいかなる國旗とも混同されることが少ないからである。

第一〇條。艦隊の四年間分の給料と維持費とを確保するため、できる限り早く、保證金の總額を皇帝から受けとることをレイは約束する。當分の間は、裝備された船を、艦隊の正當な要求のために、擔保と看做す。

第一一條。レイ或はオズボーンのいずれかが死んだ場合、中國皇帝の權威により結ばれるこれらの條項は、いずれの場合に

も效力を失わない。

第一二條。この同意條項、正式な同意協定、印刷された通達は、北京で皇帝により正式に裁可されるであろう。然るのち、オズボーンは、皇帝の命令の下で、艦隊を指揮することを求められるであろう。

第一三條。オズボーンが司令官在任中に病死した場合、彼の未亡人と遺兒とに對して、補助金を與えるように、レイは中國皇帝に推奨する。

⑩⓪ 海防檔、第一八五號文、頁一六四。

⑩① 海防檔、第一八三號文、頁一六一。

⑩② *B.B.P.* (A), pp. 7—8.

⑩③ *Ibid.*, p. 9.

⑩④ *Ibid.*, p. 9.

⑩⑤ Lay to Prince Kung, June 29, 1863, *B.P.P.* (A), p. 30.

⑩⑥ 當時、イギリス人ゴードン大佐 (Colonel Gordon) の率いる常勝軍がイギリス政府の承認のもとに對太平天国軍事活動に參加していた。ところで、常勝軍は江蘇巡撫李鴻章の指揮下にあった。これを前例にひいて、艦隊も地方督撫の指揮下に置かれるべきことを總理衙門は要求した。レイはこれに對して、現狀のような常勝軍の在り方が、艦隊計劃、ひいてはイギリスの中國政策にとっても好ましくないとブルースに忠告した。しかし、再三に亙るレイの忠告・抗議にも拘らず、常勝軍の在り方は變わることがなかった。これが原因となって、艦隊事件後、レイとブルースとの間に軋轢が生じた。(Lay, *op. cit.*, p. 37)

⑩⑦ 坂野前掲『近代中國政治外交史』 頁二五七。「中國を英國の外交官はどのように見ていたか—マカートニー使節團の派遣から辛亥革命まで」坂野正高・衞藤瀋吉共編『中國をめぐる國際政治—映像と現實』 東京大學出版會 一九六八年 (後に前掲『近代中國外交史研究』に再錄) などを參照した。

⑩⑧ Lay, *op. cit.*, "General Remarks upon our Policy" (pp. 49—66)

⑩⑨ 植田捷雄『在支列國權益概說』 巖松堂書店 一九三九年 頁一八〇—一八二。

⑪⓪ 幼方直吉・遠山茂樹・田中正俊編『歷史像再構成の課題—歷史學の方法とアジア』(御茶の水書房一九六六年) 所收の、遠山茂樹論文、芝原拓自・藤田敬一論文を參照されたい。

⑪① 坂野正高氏による一連の「總理衙門」研究については、前掲の拙稿 (注①) を參照されたい。

⑪② 陳文進「清代之總理衙門及其經費」(『中國近代經濟史研究集刊』第一卷第一期、一九三二年) によれば、總理衙門の總收入 (一八六三年度) は次表のとおり。

總理衙門 總收入內譯

單位：兩

項目		金額
戶部撥款		7,200
各關船鈔	江海關	19,552
	閩〃	8,828
	粵〃	5.089
	津〃	1,023
	東〃	1,016
	鎭江關	340
	浙海關	6,306
	江漢關	1,535
	牛莊關	1,207
	小計	44,896
總計		52,096

⑪③ 坂野前掲『近代中國政治外交史』 頁二七二—二七四。

⑭ 同右、頁二六六。

⑮ 艦隊計劃に對する漢人督撫の反對については、呂實強前掲書、頁八九―九九に詳しい。

⑯ Bruce to Russell, November 19, 1863, *B.P.P.* (A), p. 21.

⑰ *Ibid.*, p. 24.

⑱ 呂實強前掲書　頁一一八。

⑲ 波多野善大「北洋軍閥の成立過程」『名古屋大學文學部研究論集』史學(二)、一九五三年（のち『中國近代軍閥の研究』河出書房新社　一九七三年に再錄）を參照した。

The Significance of the Lay-Osborn Flotilla in the History of Sino-British Relations

Hiromasa Inoue

In 1861 the newly-established Tsungli Yamen (總理衙門, the Foreign Board) proposed a scheme of purchasing a small fleet of Western-style vessels to aid in suppressing the Taiping rebels. This was an expression of the Yamen's policy of assigning first priority to overcoming the Taiping forces. The flotilla scheme was entrusted to H. N. Lay, the Inspector-General of (Maritime) Customs, who was then in England on leave. Captain Sherard Osborn, who had got to know Lay during the Arrow War, received a mandate to organize the flotilla as operational commander, hence it came to be known as the "Lay-Osborn Flotilla". The scheme became entangled in a dispute concerning authority over the flotilla between Lay and the Chinese government; eventually the ships were returned and put up for sale and Lay was dismissed from his post on account of the affair.

This study aims to clarify the diplomatic significance of the flotilla incident, which has been studied up to now mainly from the viewpoint of the development of the Chinese navy. From an assessment of the role of the opium trade, the revenues from which were allocated to pay for the flotilla, the author concludes that the Inspector General was essentially a mouthpiece for British interests in China. Through an anlysis of the "Thirteen Agreement" entered into by Lay and Osborn, the author also examines the new developments in British China policy dating from this time.

The policy of Britain during the Dao-guang 道光 and Xian-feng 咸豊 periods, which was based on an overoptimistic view of the potential of the Chinese market and involved the frequent use of armed force, began to change in the late 1850's under the influence of the Mitchell report (1852).

Britain's new policy was to take advantage of the diplomatic pressure exerted by the foreign legations in Peking. To this end it was indispensable that the central government be both co-operative with the foreigners and strong enough to control the provincial authorities. It was natural for Britain to aim at strengthening the Tsungli Yamen under the leadership of Prince Kung 恭親王. The "Thirteen Agreement", which the Chinese government found arrogant, also aimed to bolster the authority of the Tsungli Yamen (especially Article Four).

The author feels little doubt that the flotilla scheme was the first expression of the new British China policy, albeit indirectly by Lay who acted as the representative of British interests. From its failure, Britain learned about the complicated structure of late Qing government, notably about the weakness of the Tsungli Yamen in comparison with the provincial governors (in particular Zeng Guo-fan 曾國藩 and Li Hong-zhang 李鴻章). It became necessary for Britain, which until this point had dealt only with the Tsungli Yamen, to reconsider its policy in the light of this new understanding.